



埼玉県のマスコット
コバトン

令和5年度

国の施策に対する提案・要望

(新型コロナウイルス感染症対策に関する要望)

令和4年5月
埼 玉 県

目次

■ 医療体制の強化	1
(1) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し	1
(2) 感染症患者の病床確保対策に係る財政措置の拡充	3
(3) 発熱患者等の診療・検査に係る診療報酬の改善	4
(4) 変異株のスクリーニング検査に対する支援	6
(5) 医療機関に対する経営支援	7
(6) 保健所の機能強化	8
(7) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する医療保険制度への支援の強化	9
(8) ワクチン接種従事者確保の取組	11
(9) 小児に係るワクチン接種費用の単価見直し	12
(10) 接種証明アプリを活用した接種手続きの簡素化	13
(11) 追加接種の効果に係る広報の徹底	14
(12) コロナ後遺症(罹患後症状)の発生メカニズムの解明・治療薬の開発、経済的支援制度の創設等	15
(13) 宿泊施設への入所勧告権限を都道府県知事に付与するよう法で規定すること	16
■ 福祉施設への支援	17
(14) 児童養護施設や乳児院等への支援	17
(15) 保育所等への支援	18
(16) 放課後児童クラブへの支援	19
(17) 福祉施設における感染症対策への支援	20
(18) 高齢者施設等への看護師労働者派遣の規制緩和	21
■ 感染拡大防止と雇用機会・社会経済活動の維持・支援の拡充	22
(19) 地域公共交通事業者の経営安定化に向けた経営支援	22
(20) 農林業の経営支援	23
(21) 経営継続補助金の継続	24
(22) 飲食店への制限を知事の権限でできるよう基本的対処方針の見直し	25
(23) 事業所における濃厚接触者特定の取扱い基準の明確化	27
(24) ワクチン・検査パッケージ制度を適用した際の制限緩和の見直し	28
(25) 観光関連事業者への継続的な支援等	29
(26) 今後のインバウンドの復活を見据えた新型コロナワクチン接種証明書アプリの海外の同種アプリ等との統一化・共通化	30
(27) まん延防止等重点措置や緊急事態宣言下での命令等に関するガイドライン作成	31
(28) 実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済猶予・支援措置の拡充	32
(29) 価格転嫁円滑化に向けた国による実効性のある支援	33
(30) 雇用の流動性確保に向けた措置の実施	34

■ 教育機会の確保の充実	35
(31) 家計急変世帯等に対する高等学校等就学支援金制度の改善	35
(32) 学校等における感染症対策等支援事業等の継続	36
(33) オンライン学習の通信費に係る財政支援	37
(34) 学校における教育活動を継続していくための変異株への対応	38
(35) 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続	39
(36) 児童生徒の多様な学びの機会確保のための抗原定性検査キットの配布	40
(37) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン学習を行った際の出席の扱い	41
■ 安心・安全な県民生活への支援	42
(38) 住宅ローン返済猶予への支援	42
■ 財政措置の拡充	43
(39) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等	43

府省別提案・要望事項一覧

内閣府

発熱患者等の診療・検査に係る診療報酬の改善	4
ワクチン接種従事者確保の取組	11
小児に係るワクチン接種費用の単価見直し	12
接種証明アプリを活用した接種手続きの簡素化	13
追加接種の効果に係る広報の徹底	14
コロナ後遺症(罹患後症状)の発生メカニズムの解明・治療薬の開発、経済的支援制度の創設等	15
保育所等への支援	18
放課後児童クラブへの支援	19
飲食店への制限を知事の権限でできるように基本的対処方針の見直し	25
ワクチン・検査パッケージ制度を適用した際の制限緩和の見直し	28
まん延防止等重点措置や緊急事態宣言下での命令等に関するガイドライン作成	31
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等	43

公正取引委員会

価格転嫁円滑化に向けた国による実効性のある支援	33
-------------------------	----

金融庁

実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済猶予・支援措置の拡充	32
住宅ローン返済猶予への支援	42

デジタル庁

今後のインバウンドの復活を見据えた新型コロナワクチン接種証明書アプリの海外の同種アプリ等との統一化・共通化	30
---	----

総務省

保健所の機能強化	8
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等	43

文部科学省

家計急変世帯等に対する高等学校等就学支援金制度の改善	35
学校等における感染症対策等支援事業等の継続	36
オンライン学習の通信費に係る財政支援	37
学校における教育活動を継続していくための変異株への対応	38
特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続	39
児童生徒の多様な学びの機会確保のための抗原定性検査キットの配布	40
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン学習を行った際の出席の扱い	41

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し	1
感染症患者の病床確保対策に係る財政措置の拡充	3
発熱患者等の診療・検査に係る診療報酬の改善	4
変異株のスクリーニング検査に対する支援	6
医療機関に対する経営支援	7
保健所の機能強化	8
新型コロナウイルス感染症の影響に対する医療保険制度への支援の強化	9
コロナ後遺症(罹患後症状)の発生メカニズムの解明・治療薬の開発、経済的支援制度の創設等	15
宿泊施設への入所勧告権限を都道府県知事に付与するよう法で規定すること	16
児童養護施設や乳児院等への支援	17
保育所等への支援	18
放課後児童クラブへの支援	19
福祉施設における感染症対策への支援	20
高齢者施設等への看護師労働者派遣の規制緩和	21
事業所における濃厚接触者特定の取扱い基準の明確化	27
今後のインバウンドの復活を見据えた新型コロナワクチン接種証明書アプリの海外の同種アプリ等との統一化・共通化	30
雇用の流動性確保に向けた措置の実施	34
学校における教育活動を継続していくための変異株への対応	38

農林水産省

農林業の経営支援	23
経営継続補助金の継続	24

経済産業省

価格転嫁円滑化に向けた国による実効性のある支援	33
-------------------------	----

中小企業庁

実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済猶予・支援措置の拡充	32
----------------------------------	----

国土交通省

地域公共交通事業者の経営安定化に向けた経営支援	22
観光関連事業者への継続的な支援等	29

■医療体制の強化

要望先：内閣府、総務省、厚生労働省
県担当課：保健医療政策課、医療政策幹、ワクチン対策幹、
感染症対策課、国保医療課、医療整備課

1 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

一般病床及び療養病床の基準病床数及び将来の病床の必要量（必要病床数）の算定方法について、次の観点から見直しを行うこと。

- (1) 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するため、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床制度とすること。
- (2) 圏域を越えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、算定した病床数の範囲内で、都道府県知事の裁量により一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とできるよう、弾力的な制度の運用を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現行の制度では、一般病床及び療養病床の基準病床数及び将来の病床の必要量は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定し、既存病床数が基準病床数を上回る圏域や、許可病床数が必要病床数を上回る圏域では、原則として新たな病床整備を行うことができない。
- ・ 本県においては、人口10万人当たりの一般病床数が全国第46位と極めて少ない状況の中で、新型コロナウイルス感染症対応の病床確保に力を注いできた。
- ・ 急性期機能を担う多くの医療機関において、一般病床を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床に転用したことにより、特に感染拡大時においては、救急医療などの一般医療に影響が生じることとなった。
- ・ 多くの人々が世界中を行き来する社会においては、今後も未知なる新興感染症が発生する可能性は高い。
- ・ 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するためには、各医療機関が有する病床数に一定の余力が必要である。
- ・ また、圏域を越えた広域的な高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床であっても、現行の病床制度の例外ではなく、当該医療機関の属する二次医療圏の既存病床として扱われる。
- ・ 広域的な医療を行う医療機関の病床は、圏域を越えた医療を提供するため、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて病床の地域的偏在を是正するという、基準病床制度の趣旨にはなじまない面がある。
- ・ さらに、交通手段、通信手段、情報技術の進歩により、これまでよりも容易に圏域を越えた受診が可能となっている。
- ・ このため、高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備については、必ずしも二次医療

圏単位で算定するべきものではなく、都道府県知事による弾力的な運用を可能とする必要がある。

◆参考

○二次医療圏ごとの基準病床数、必要病床数及び既存病床数

(単位：床)

二次医療圏	基準病床数 ①	補正後 必要病床数 ②	既存病床数 ③	整備可能数 ②－③
南部	4,912	4,912	4,668	244
南西部	4,633	4,633	4,568	65
東部	8,749	8,749	7,930	819
さいたま	7,566	7,454	7,778	—
県央	3,323	3,319	3,272	47
川越比企	7,232	7,232	6,972	260
西部	7,951	7,951	7,623	328
利根	4,284	4,235	4,313	—
北部	2,802	3,091	3,563	—
秩父	546	543	753	—
合計	51,998	52,119	51,440	1,763

※基準病床数、必要病床数は第7次埼玉県地域保健医療計画（一部変更後）、既存病床数は令和3年3月末現在。

2 感染症患者の病床確保対策に係る財政措置の拡充

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

病床確保を進めるため、引き続き地方が必要とする財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の病床確保については、国からの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの支援により、令和3年10月1日事務連絡に基づき県で計画した必要病床数2,176床を上回る最大2,190床の病床数を確保することができている。
- ・ しかし、変異株などの不確定な要因により、今後更に感染拡大する恐れもある中、令和4年度の病床確保料などを含む財政的な支援は9月末までの半年分しか予算措置されていないため、10月以降の受入れ体制の継続に対して医療機関からは不安の声を聞いている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応が続く限りにおいて病床確保を継続するにあたり、病床確保料などを含む新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や運営費の支援となる新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金など、適切な財政措置の継続及び拡充を行うことが必要である。

◆参考

○埼玉県の病床確保状況

	計画病床数	確保病床数(R4.4.1現在)
合計数	2,176床	2,190床

3 発熱患者等の診療・検査に係る診療報酬の改善

要望先：内閣府、厚生労働省

◆提案・要望

- (1) 医療機関名等を公表した診療・検査医療機関が新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療した場合の診療報酬の加算措置について、令和4年8月以降も継続し、通年の措置とすること。
- (2) 検査に係る診療報酬の引き下げについては、検査機関の減少が懸念されることから、適切な診療報酬体系に見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県では、新型コロナウイルス感染症など発熱等の症状がある人の診療を行い、必要な検査を行う「診療・検査医療機関」について、現在では1,400以上の医療機関を指定している。また、全国に先駆けて同医療機関を県のホームページで公開し、発熱患者が誰でも容易に診療や検査を受けることができるようにしている。
- ・ 1日当たりの検査数が過去最大となった令和4年1月24日の19,066件のうち、85.3%に当たる16,258件が診療・検査医療機関によるものであり、本県の診療・検査体制の中核を担っている。
- ・ このような中、医療機関名等を公表した診療・検査医療機関が発熱患者等を診療した場合の診療報酬の加算措置については、令和4年7月末まで延長されたが、診療・検査体制の維持・確保に必要な診療報酬であり、引き続き、措置を行うことが必要である。
- ・ また、検査に係る診療報酬については、オミクロン株の感染が本格化する直前の令和3年12月31日から大幅に引き下げられており、激変緩和のための経過措置が一部延長されてはいるものの、医療機関によっては、検査費用が診療報酬を上回る事態も生じている。医療機関の検査体制を安定的に維持するため、引き下げられた検査に係る診療報酬の元の点数への復元や通年で措置を行うなど、診療報酬の改善が必要である。

◆参考

○診療・検査医療機関数の推移



○診療報酬上の加算措置の延長について

診療報酬上の措置の延長について

1 診療・検査医療機関で外来診療を実施した場合の加算（令和3年9月28日から）

	改定前	改定後
院内トリアージ実施料	300点	300点
二類感染症患者入院診療加算	-	250点 -(R4.3.31まで) ↓ (R4.7.31まで)

加算措置の延長

2 実勢価格を踏まえた引き下げ（令和3年12月31日から）

	改定前	改定後
核酸検出（PCR）検査 委託	1,800点	1,350点（R3.12.31～R4.3.31） 700点（R4.4.1～） ↓ 850点（R4.4.1～R4.6.30） 700点（R4.7.1～）
核酸検出（PCR）検査 委託以外	1,350点	700点
抗原検出検査（定性）	600点	300点
抗原検出検査（定量）		560点

経過措置の延長

4 変異株のスクリーニング検査に対する支援

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

変異株のスクリーニング検査の実施比率を上げるために、民間の検査機関・大学等を十分活用するとともに、技術的・財政的な支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新たな変異株が次々と発生を続けている中、民間検査機関も含めた体制づくりを推進する必要がある。
- ・ 科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示し、これに基づく方針変更について丁寧に県に説明を行うべきである。
- ・ 変異株サーベイランスに要する経費は、民間検査機関が実施する場合は国費により全額負担されるが、県が実施する場合は、国による財政措置が1/2で県負担が発生する。

◆参考

COVID-19のゲノム分析状況（発症日（週）別）①

4/11現在

（埼玉県衛生研究所（技術協力：国立感染症研究所（病原体ゲノム解析研究センター））



5 医療機関に対する経営支援

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

地域医療を支える医療機関の経営を安定させるため、コロナ禍における医療機関の経営支援については引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行下においては、新型コロナウイルス感染症陽性患者や疑い患者を受け入れる医療機関はもとより、受け入れを行っていない医療機関も含めて、地域の医療機関同士が連携と役割分担を行うことにより、地域の医療提供体制の維持に努めている。
- ・ こうした中、一般社団法人日本病院会などが合同で実施した「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査」によれば、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診控え等の影響から、多くの医療機関において経営が厳しい状況となっている。
- ・ 国や県からの補助金が加わることで、平均的には損益がほぼ均衡するような状況となっているが、今後の感染動向が見通せない中、地域医療を支えるために医療機関の経営を安定させることは大変重要である。
- ・ また、かねてより不採算部門となっている救急・小児・周産期医療をはじめとして、経営の悪化に伴う医療機能の縮小が生じる事態になれば、県民の安心・安全な生活が脅かされることになる。

◆参考

「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査」

(一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会)

○コロナ患者受入れ病院

項目	2020年度 4～3月計 [①]	2019年度 4～3月計 [②]	比較 [①-②]
医業収益 [A]	11,787,957 千円	12,380,257 千円	▲ 592,300 千円
医業費用 [B]	12,574,911 千円	12,597,880 千円	▲ 22,969 千円
医業利益 [C = A - B]	▲ 786,954 千円	▲ 217,623 千円	▲ 569,331 千円
医業利益率 [C / A]	▲ 6.7%	▲ 1.8%	▲ 4.9 ポイント

○コロナ患者未受入れ病院

項目	2020年度 4～3月計 [①]	2019年度 4～3月計 [②]	比較 [①-②]
医業収益 [A]	3,224,078 千円	3,312,131 千円	▲ 88,053 千円
医業費用 [B]	3,291,688 千円	3,306,508 千円	▲ 14,820 千円
医業利益 [C = A - B]	▲ 67,610 千円	5,623 千円	▲ 73,233 千円
医業利益率 [C / A]	▲ 2.1%	0.2%	▲ 2.3 ポイント

6 保健所の機能強化

要望先：総務省、厚生労働省

◆提案・要望

- (1) 感染拡大期における保健師等専門職の実効的かつ継続的な人的支援スキームを早急に構築すること。
- (2) 感染拡大期を想定した保健師の増員に係る恒常的な財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 今後も変異株の影響等により感染が拡大する事態を想定した恒常的な人員体制の強化が必要であり、国は保健所において感染症対応業務に従事する保健師数を令和2年度の1,800人から令和4年度までの2年間で2,700人に増員するために必要な地方財政措置を講じている。
- ・ 一方、国の方針に基づく都道府県の保健・医療提供体制確保計画においては、感染拡大時には平時の約3倍の体制が必要となっており、更なる増員のための地方財政措置が必要である。

◆参考

○本県の感染症対応における保健所機能強化の取組

項目	取組
保健師等の増員	・ 令和3年4月1日付け組織・定数改正で保健師を38人増員
	・ 会計年度任用職員の配置
応援人員の配置	・ 自宅療養者等の健康観察に係る看護師の配置
	・ 市町村保健師や専門資格を持つ大学教員等の応援派遣
	・ 事務職員の応援派遣
外部委託等の積極的活用	・ クラスター対策専門チーム「COVMAT」の設置
	・ 専門相談窓口の設置（受診・相談センター、県民サポートセンター）
	・ 自宅・宿泊療養者支援センターによる軽症者等の健康観察の実施
	・ 患者搬送に係る運転業務やパルスオキシメーター発送業務等の外部委託
事務の効率化	・ HER-SYS活用の徹底、SMSの活用

7 新型コロナウイルス感染症の影響に対する医療保険制度への支援の強化 【一部新規】

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に対する支援措置（保険料（税）の減免、傷病手当金の支給など）について、国の全額負担の下で実施すること。また、保険料（税）収入の減少が見込まれる保険者への財政支援を行うこと。
- (2) 国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症の拡大により保険給付費が増加し、都道府県が財政安定化基金を取り崩した場合には、後年度市町村の納付金に上乗せして納付させるのではなく、国が次年度に基金取崩分の全額を充当するなど不測の財源不足に対する財政支援を行うこと。
- (3) 国民健康保険における保険者努力支援制度について、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた指標の評価を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者への保険料（税）の減免や傷病手当金の支給に対して、国による財政支援が行われている。
- ・ 保険料（税）の減免について、令和3年度は全額国による財政支援が行われたのに対し、令和4年度は部分的な財政支援となっており、各保険者における減免の取扱いへの影響が懸念される。今後の新型コロナウイルス感染症の動向は見通しが立たないことから、引き続き、国による支援を実施していく必要がある。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料（税）収入の減収が見込まれ、医療保険財政は厳しい状況となることが想定される。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、被保険者が医療機関の受診控えを行ったことで、医療機関の経営環境が大きく変化したため、国では診療報酬の臨時的な取扱いなどの対策を講じてきたところである。この結果、診療費の増加により医療保険者の収支が悪化し、特に国民健康保険では財政運営が大変厳しくなっている。
- ・ 都道府県の国保特別会計において収支不足が発生した場合、財政安定化基金から不足相当額を取り崩すこととされており、取り崩した額は、翌々年度から3年間かけて市町村の納付金に上乗せし、再積立てすることとされている。
- ・ しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、市町村から保険料（税）の減免を受けている被保険者もあり、基金取崩相当額を上乗せする保険料（税）の引上げも実施が困難な状況にある。また、基金の取崩額によっては、2年後からの納付金の再積立てが間に合わず、基金が枯渇する可能性もある。
- ・ 国民健康保険における保険者努力支援制度では、特定健診等実施率や保険料（税）収納率等の指標によって財政インセンティブが与えられるが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出される都道府県では大きな影響がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の発出時期など都道府県ごとに感染状況が異なるため、保険者努力支援制度の指標の評価において配慮が必要である。

◆参考

○本県の実績

・市町村国民健康保険関係（令和4年3月31日現在）

	件数	金額
保険税減免（令和3年度決定分）	4,915件	742,912,715円
傷病手当金（令和3年度支給決定分）	966件	58,342,117円

・後期高齢者医療制度関係（令和4年4月1日現在）

	件数	金額
保険料減免（令和3年度決定分）	351件	21,379,450円
傷病手当金（令和3年度支給決定分）	20件	2,331,223円

・特定健康診査（市町村国民健康保険）の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受診率	40.3%	40.7%	34.9%
増減（対前年度）	0.7ポイント	0.4ポイント	▲5.8ポイント

・国民健康保険税収納率の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収納率（現年分）	92.05%	92.03%	92.79%
増減（対前年度）	0.50ポイント	▲0.02ポイント	0.76ポイント

8 ワクチン接種従事者確保の取組【新規】

要望先：内閣府

◆提案・要望

医療職が接種業務に従事したことによる収入は、扶養認定に係る収入に算定しない特例的な取扱いがされているが、特例の対象に医療職以外の事務職等も含めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に従事する医療職確保のため、医療職のワクチン接種業務による収入は、扶養認定に係る収入に算定しない特例的な取扱いがされている。
- ・ 他方、医療事務職等についてはこの特例が適用されない。
- ・ 医療事務職の行う予約受付から接種済証の交付といった業務はワクチン接種に欠かせないものであり、同じワクチン接種に関わる職員について職種による格差を設けることは適当ではない。

◆参考

○令和3年6月4日付け厚生労働省事務連絡（抜粋）

1. 特例の趣旨等

各保険者が、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認の際に、被扶養者の収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとしている。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際には収入に算定しないこととされたい。

2. 特例の具体的な取扱い

(1) 対象者

本特例措置の対象者は、ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）とする。

9 小児に係るワクチン接種費用の単価見直し【新規】

要望先：内閣府

◆提案・要望

小児接種を行う医療機関に対し、正当な対価を支払うことができるよう、全国一律で小児ワクチン接種費用を増額すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 小児接種を行う医療機関は、接種に手間と時間を要するため、多数の方への接種のインセンティブである、個別接種促進のための支援を受けることが難しい。
- ・ また、市町村が医療機関等に対し、小児ワクチン接種の体制整備への支援を行った場合、ワクチン接種体制確保補助金を充当できるが、医療機関を自治体ごとに支援すると、地域によって差異が生じてしまう。
- ・ そのため、全国一律で小児ワクチン接種費用を増額することが必要である。

◆参考

○令和4年2月21日付け厚生労働省事務連絡（抜粋）

1. 新型コロナウイルス接種体制確保事業の活用について (中略)

【小児への接種に係る具体的な対象経費の例の補足】

①接種の実施体制の確保に必要な経費

⇒例：自治体の体制確保、コールセンター等

（補足）自治体における保護者等からの事前の相談対応などにかかる経費も対象となる。

③医療機関等との協働によりきめ細かい接種体制を構築するために必要な経費

⇒例：接種体制の構築のために必要となる医療機関や医療従事者に対する支援に要する経費、接種実績の報告等に伴う医療機関等におけるかかり増し経費等（補足）保護者に対するワクチンの有効性・安全性や接種後に通常起こり得る症状への対処方法等の丁寧な説明や相談対応、本人に対する年齢等に応じたわかりやすい説明、接種介助、母子健康手帳への記入、同行した子どもの世話等、小児接種のために増大する医療機関の業務に配慮して必要となる医療機関や医療従事者に対する支援に要する経費も対象となる。

10 接種証明アプリを活用した接種手続きの簡素化【新規】

要望先：内閣府

◆提案・要望

接種券の発行が、接種のボトルネックとなるケースが多いことから、「新型コロナワクチン接種証明アプリ」も活用し、事務処理の簡素化・効率化を図るほか、VRS（ワクチン接種記録システム）にそのまま読み込める機能をアプリに追加するなど、接種関係者の負担軽減を図ること。




◆本県の現状・課題等

- ・ 現在のワクチン接種は、住民票のある市町村の発行する接種券を2回目接種からの接種間隔の確認や接種記録のVRSへの登録、接種費用の請求に使用している。
- ・ 3回目接種の実施の際、接種の要件となる2回目接種からの接種間隔が当初8か月以上だったところ、7か月、6か月と短期間に二転三転したため、市町村の接種券発行事務は混乱した。
- ・ 5月末には2回目接種からの接種間隔が5か月以上に短縮されるとともに、4回目接種が開始される見込みである。特に4回目接種では対象が、60歳以上の者及び18歳以上の基礎疾患を有する者等に限定されたことにより、市町村が保有する情報だけでは対応できず、接種券の発行が接種の円滑な実施のボトルネックになりかねない。
- ・ 国の開発した接種証明アプリ等を活用し接種券の発行がボトルネックにならない接種体制を構築する必要がある。

◆参考

○令和3年11月24日 厚生労働省自治体向け説明会資料（抜粋）

デジタル化に伴う接種証明書に係る制度改正概要

現行制度	デジタル化後の制度
<ul style="list-style-type: none">✓ 発行対象：海外用に限定して発行✓ 申請・交付方法：①～③いずれも紙での発行<ul style="list-style-type: none">①窓口申請②郵送申請③電子申請（びったりサービス等） <p>※市町村の実情に応じた受付体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 発行主体：市町村✓ 偽造防止対策：偽造防止用紙での印刷 <p style="text-align: center;">窓口交付</p> <p>【現行の接種証明書（紙）】 ※追加接種に伴う様式改正後</p> 	<ul style="list-style-type: none">✓ 発行対象：海外用に加え、日本国内用も発行✓ 申請方法：①～③は紙発行、④は電子発行<ul style="list-style-type: none">①窓口申請②郵送申請③電子申請（びったりサービス等）④電子申請（ワクチン接種証明書アプリ） <p>※市町村の実情に応じた受付体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 発行主体：市町村✓ 偽造防止対策：二次元コードを記載 <p style="text-align: center;">窓口交付 自動交付</p> <p>【二次元コード付き接種証明書（紙）】 【二次元コード付き接種証明書（電子）】</p>  

※日本国内における接種事実の証明としては、デジタル化後も予防接種済証等が、引き続き利用可能。

11 追加接種の効果に係る広報の徹底【新規】

要望先：内閣府

◆提案・要望

- (1) 追加接種の必要性やオミクロン株に対するワクチンの有効性、交接種の有効性や安全性について、国民が納得して接種できるよう、端的に分かりやすい情報発信を引き続き積極的に行うこと。
- (2) 追加接種への使用が認められているファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチンは、どちらのワクチンを使用しても高い有効性が認められていることから、メーカーにこだわることなく、接種できるタイミングで接種できるワクチンを接種することが重要であることを、国を挙げてPRすること。

◆本県の現状・課題等

<ワクチンの有効性、交接種の有効性や安全性についての広報の必要性>

- ・ 20代～50代については、高齢者と比べて接種率が低い傾向にある。特に20代～40代については2回目接種を終えた方々のうち、3回目接種を済ませた方の接種率が50%を下回っている現状がある。
- ・ また、若年層ほど副反応が強くなる傾向にあることから、過去2回接種の経験から3回目接種をためらう方や、SNS等での確かなエビデンスに基づかない不確かな情報により、交接種も含めた3回目接種に忌避意識を持つ方々が一定数存在する。
- ・ こうした、3回目の追加接種において、不安や有効性へのためらいを感じる方々に対して、国が主体となって、端的で分かりやすい情報発信を継続して実施していくことが重要である。

<メーカーにこだわることなく接種することが重要とした背景>

- ・ 追加接種のワクチンはモデルナ社製ワクチンも多く供給されているが、ファイザー社製ワクチンに予約が集中している実態がある。
- ・ 真に必要なのは、「接種できるタイミングで接種できるワクチンを接種すること」であり、そのことを国からも強力にPRしていただく必要がある。

◆参考

○本県における2回目接種から6か月経過している人数に対する「3回目接種者」の状況

20代 43.99%

30代 45.44%

40代 53.85%

50代 68.92%

(令和4年4月18日までの実績)

12 コロナ後遺症（罹患後症状）の発生メカニズムの解明・治療薬の開発、経済的支援制度の創設等【新規】

要望先：内閣府、厚生労働省

◆提案・要望

- (1) 後遺症（罹患後症状）に悩む患者を救済するため、専門家による分析・検証を行うなど罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めること。
- (2) 医療提供体制の整備に係る経費について、財政的な支援を実施すること。
- (3) 重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染すると、回復後も様々な後遺症が報告されている。（後遺症の例）強い倦怠感、味覚・嗅覚障害、呼吸困難、抜け毛、うつ症状
- ・ これらの後遺症に対する知見が少なく、後遺症外来に対して診療報酬の加算措置などが無いため、後遺症外来を標榜する医療機関がほとんどない。
- ・ そのため、後遺症に苦しむ方が治療を受けることが難しい。
- ・ このような情勢に対応するため、本県は県医師会と協力し、診療現場の症例を蓄積し、診療の指針となる症例集を作成するなど、多くの医療機関で後遺症の診療に対応できる医療機関の拡充を図っている。
- ・ しかしながら、長期間に渡って後遺症に苦しみ、中には失業するなど生活に支障が生じるケースも見られることから、国において後遺症に関する医学的な分析・検証や、患者への経済的支援を行う必要があると考える。

<コロナ後遺症（罹患後症状）に係る治療薬の開発、発生メカニズムの解明>

- ・ 新型コロナの患者が国内で確認されてから2年間が経過し、罹患後症状への対応は、具体的な治療薬の開発などにステップアップするべき時期が来ている。

<医療体制の整備等>

- ・ 後遺症外来に対して診療報酬の加算措置を行うなど、医療体制の整備が必要である。また、都道府県の先進的な取組について、国による財政支援を行うべきである。

<経済的支援制度の創設>

- ・ 重篤な症状により生活に支障が生じている患者も一定数存在することから、国として支援制度を整備する必要がある。

13 宿泊施設への入所勧告権限を都道府県知事に付与するよう法で規定すること【新規】

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

入院と同様に、都道府県知事に対して、宿泊施設への入所勧告権限を付与するよう法で規定すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る入院勧告・措置については、都道府県知事に法的権限が付与されており、正当な理由がなく入院措置に応じない場合は罰則の対象となる。
- ・ 他方、宿泊施設については、令和3年2月の法改正により法的に位置づけられたものの、都道府県知事は患者に入所について必要な協力を求め、患者は協力に応じる努力義務があることを規定するに留まっている。
- ・ 感染症のまん延防止に係る実効性のある措置を行えるよう、宿泊施設への入所についても、入院と同様の法的な権限を都道府県知事に付与されたい。

◆参考

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(感染を防止するための報告又は協力)

第四十四条の三(略)

- 2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。)のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設(当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。)若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。
- 3 前二項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

■福祉施設への支援

要望先：内閣府、厚生労働省
県担当課：高齢者福祉課、障害者支援課、
少子政策課、こども安全課、医療人材課

14 児童養護施設や乳児院等への支援

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

児童養護施設や乳児院などが講じる新型コロナウイルス対策にかかる費用については、国が十分な財政的支援を継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルスの感染については県内の児童養護施設や乳児院など、社会的養護が必要な子供が入所している施設においても感染者の拡大がみられており第6波では複数施設でクラスターが発生している。
- ・ 児童養護施設や乳児院などへの入所は措置であり、子供たちは生活場所を自由に変更することはできない。
- ・ クラスターが発生し、職員の大半が勤務困難な状況に陥ってしまうと、子供たちへの適切な処遇ができなくなってしまう。
- ・ 新型コロナウイルス対策については、地方特有の問題ではなく全国的課題である。
- ・ 令和2年度においては、児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援における国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の補助率は10/10であったが、令和3年度の補助率は1/2となっている。
- ・ この課題に対する対策費用については、地方が財政負担を負うことなく全額国庫負担で行う必要がある。

15 保育所等への支援

要望先：内閣府、厚生労働省

◆提案・要望

- (1) 保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）等の補助率について、国の財政措置を拡充すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応として保育所等を臨時休園等した場合の利用者負担額日割減免分全額を国費負担とすること。
- (3) 介護・障害分野の職員と同様に業務負担が増大している保育士の処遇改善を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等において園児及び保育士等に感染が発生した場合、休園措置を講じるなど、保育サービスの継続的提供の確保が困難となる。
- ・ 令和3年度補正予算における保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）の負担割合は、国1/2、市町村1/2で、定員が60人以上の施設の場合、補助基準額が一律50万円となっている。
- ・ 市町村負担が困難で補助制度を活用できていない市町村がある。
- ・ 定員が60人以上の補助基準額が一律であるため、規模が大きい施設では補助金で必要な費用を賄うことができない場合がある。
- ・ 令和2年3月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の利用者負担額及び子育てのための施設等利用給付等の取扱いについて」にかかるFAQについては、利用者負担額を日割り計算により減免した分は、「通常の施設型給付費等の負担割合（国1/2、県1/4、市町村1/4）により負担する」とされている。
- ・ 利用者負担額日割減免分の都道府県及び市町村負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和2年度補正）」の交付限度額の算定基礎とされているものの、地方自治体の大きな負担となっている。
- ・ 介護・障害分野に勤務する職員に対しては、1人当たり最大20万円の慰労金が支給されたが、同じ社会福祉施設で勤務する保育士に対して同様の支給はない。
- ・ 保育士の業務は、園児の手洗いの励行や遊具の消毒作業等コロナ禍において増大しており、人材確保が困難であることから、他職種との給与格差を踏まえた処遇改善加算等の拡充を図る必要がある。
- ・ 保育士の給与については、令和4年2月より3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が実施されたが、引き続き現場の保育士に賃金改善分が行きわたるよう、公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入する必要がある。

16 放課後児童クラブへの支援

要望先：内閣府、厚生労働省

◆提案・要望

- (1) 放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染対策について、国の財政措置を拡充すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応により負担が増加している放課後児童支援員等の処遇改善を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 放課後児童クラブにおいて、児童及び放課後児童支援員等に感染が発生した場合、休所措置を講じるなど、サービスの継続的提供の確保が困難となる。
- ・ 小学校の臨時休校や分散登校、短縮授業により、開所時間を延長した場合の経費や、放課後児童クラブを臨時休業等した場合の利用料の減免や、感染拡大防止事業、ICT化推進事業の子ども・子育て支援交付金の負担割合は、国1/3、県1/3、市町村1/3となっている。
- ・ 小学校の臨時休校や分散登校、短縮授業により、開所時間を延長した場合の経費や、放課後児童クラブを臨時休業等した場合の利用料の減免の地方自治体負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定基礎とされていないため、地方自治体の大きな負担となっている。
- ・ 感染拡大防止事業とICT化推進事業の地方自治体負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定基礎とされているものの、全額措置されないことも想定され、地方自治体の大きな負担となることが懸念される。
- ・ マスクや消毒液等及びかかり増し経費については、密が避けられない放課後児童クラブにとって、感染拡大防止対策として必要不可欠である。
- ・ 介護・障害分野に勤務する職員に対しては、1人当たり最大20万円の慰労金が支給されたが、放課後児童クラブで勤務する支援員等に対して同様の支給はない。
- ・ 陽性者が発生した場合等の臨時休業に伴う放課後児童クラブの午前中からの開所や、施設や備品の消毒の継続実施など、放課後児童支援員等の業務や負担が大幅に増大しており、人材の確保、定着は例年以上に重要で、他職種との給与格差を踏まえた処遇改善加算等の運営費の拡充は不可欠である。
- ・ 放課後児童支援員等については、令和4年2月より収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が実施されたが、更なる処遇改善が必要である。

17 福祉施設における感染症対策への支援【新規】

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

- (1) 福祉施設における感染症対策として、通常の運営以上に必要となるかかり増し経費の補助を復活、継続すること。
- (2) 福祉施設において必要な場合に速やかな検査が行えるよう、十分な数の抗原検査キットを配布するための、安定的、継続的な財政措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

<福祉施設における新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費の補助>

- ・ 高齢者施設や障害者施設において、感染症対策に必要な経費については、これまで国からの補助金や介護報酬等への加算によって対応してきたが、令和4年1月以降、支援措置がなくなっている。
- ・ マスク、ガウン、消毒液などの衛生物資や使い捨て食器などの消耗品は、感染警戒期でも日常の感染症対策として必要となることから補助金を復活、継続していただきたい。

<福祉施設への抗原検査キットの配布>

- ・ これまで、高齢者施設、障害者施設職員に対しては、週1回又は2週に1回、定期的にPCR検査を受検するよう要請してきた。
- ・ しかし、オミクロン株は従来株とは異なり、感染スピードが速いため、月2回程度の定期的な検査では捉えきれない。
- ・ よって、必要な場合に、即座に検査し、感染の有無を把握できるよう、施設に抗原検査キットを配布する必要があり、そのための安定的、継続的な財政措置を講じていただきたい。

18 高齢者施設等への看護師労働者派遣の規制緩和【新規】

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例措置として、クラスターが発生し、療養体制に支障を来している介護老人保健施設等や看護師の確保を必要とする病院・診療所等への看護師の労働者派遣を認めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高齢者施設のうち、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設については、労働者派遣法により看護師の派遣が禁じられている。
- ・ これらの施設には、高齢かつ基礎疾患を有する入所者が多数おり、看護師が感染し、業務に従事できなくなると、入所者の健康管理に大きな支障が生じることから、看護師派遣を認める必要がある。
- ・ また、病院・診療所等においても、同法で看護師派遣が禁止されているところであるが、看護師が濃厚接触者となり自宅待機する事例や保育園等の休園により出勤不能となる事例が多発しており、看護師の確保が課題となっている。

■感染拡大防止と雇用機会・社会経済活動の維持・支援の拡充

要望先：内閣府、公正取引委員会、金融庁、デジタル庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、中小企業庁、国土交通省
 県担当課：交通政策課、危機管理課、ワクチン対策幹、感染症対策課、経済対策幹、産業支援課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課、農業政策課、農業支援課

19 地域公共交通事業者の経営安定化に向けた経営支援

要望先：国土交通省

◆提案・要望

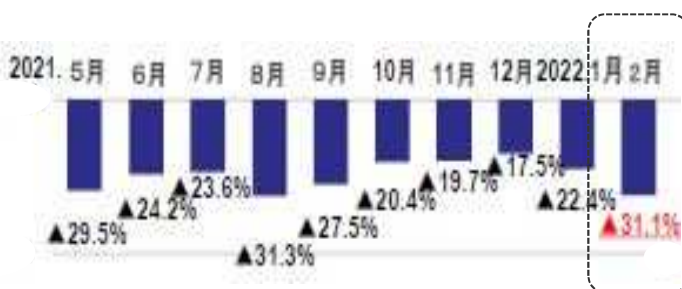
バス・タクシー等の地域公共交通事業者に対して、事業の継続が可能となるよう、既存の補助制度の拡充や新制度の創設等、経営支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

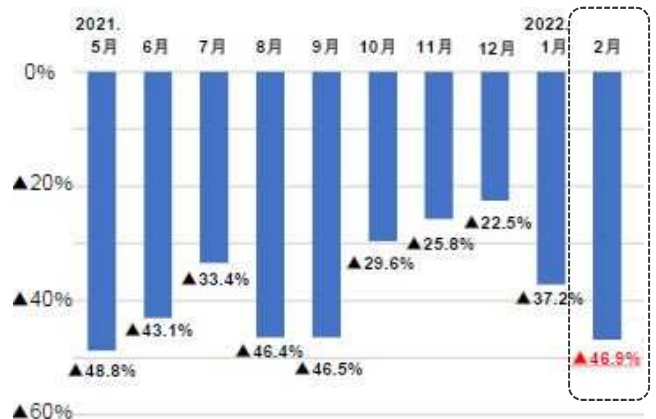
- ・ 路線バス・タクシー事業を取り巻く状況は、コロナ禍で非常に厳しいものとなっている。国土交通省の調査によると、令和4年2月時点で路線バス利用者数については令和元年比で約31%減、タクシー利用者数は約47%減と大幅に減少している。また、県内事業者についても、概ね同様の状況と聞いている。
- ・ バス・タクシー事業者はいわゆるエッセンシャルサービスとして、コロナ禍においても最低限の業務を継続し、社会の安定維持を支えてきた。しかしながら、厳しい経営環境がこのまま続くこと、事業継続が困難になり、最悪の場合、倒産により突然公共交通が失われる恐れがある。そのため、事業を継続することが可能になるよう、各事業者を支援する必要がある。

◆参考（2019年同月比 輸送人員）

路線バス



タクシー



【新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査（国土交通省）】

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生産者が安心して経営を継続できるよう補助制度の充実や、セーフティネットの構築及び業務継続の準備に係る取組を一層推進すること。

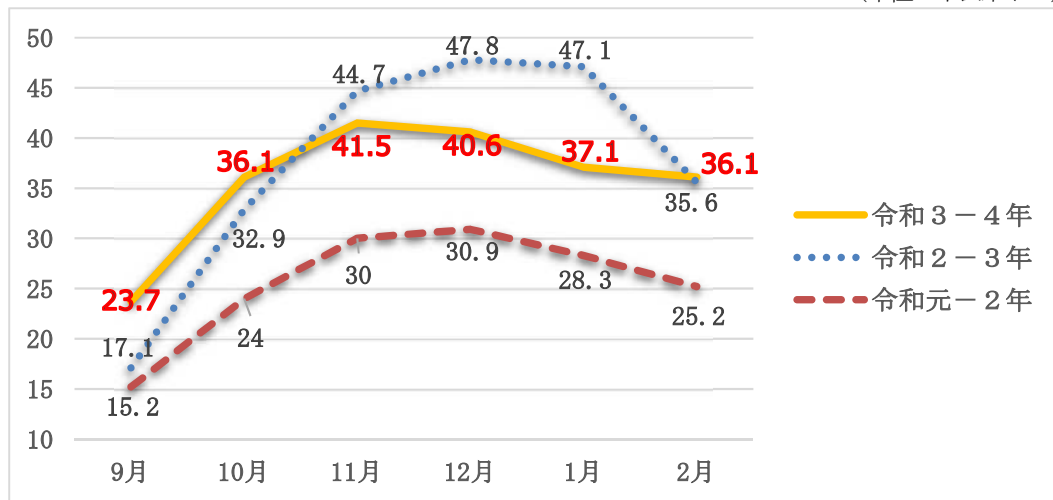
◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や外出の自粛、飲食店の休業などにより、本県農業の様々な農産物で、需要減少や、それに伴う在庫の滞留、価格低下が生じた。
- ・ 具体的には、外食需要等の低下による米等の在庫増加をはじめ、多様な農業経営において影響がみられた。
- ・ 今後も新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、農産物の需要減少や在庫の増加、価格低下等の影響が発生する可能性がある。
- ・ このような状況においても、農業経営を継続できるように生産者への支援を充実する必要がある。

◆参考

○県産米の民間在庫の状況

(単位：千玄米トン)



(出典：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」)

◆提案・要望

地域を支える農業者の経営の維持を図るために、経営継続補助金の継続的な措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 経営継続補助金の申請者は、「支援機関」の計画策定支援及び実行支援を受け、申請窓口である全国農業会議所に申請する。
- ・ 県内の「支援機関」は、15のJAのほか、一般社団法人埼玉県畜産会、埼玉県農業経営相談所等23機関が位置付けられ、申請者の実行・伴走支援を行っている。
- ・ 県内では、支援機関の支援により1,954件が採択された。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店の営業時間短縮やイベント等が減少し、県内農産物への影響が続くと考えられる。
- ・ 本補助金は、接触機会を減らすための生産・販売方式の転換に要する経費（省力機械の導入など）に充てることができ、県内農業者からの要望は多い。
- ・ 本補助金は2次募集で終了したが、農業者の経営の維持を図るためにも本補助金の継続的な措置が望まれている。

◆参考

○1次募集

申請期間 令和2年6月29日～7月29日

採択件数 埼玉県 1,085件（全国68,292件）

○2次募集

申請期間 令和2年10月19日～11月19日

採択件数 埼玉県 869件（全国56,296件）

22 飲食店への制限を知事の権限でできるよう基本的対処方針の見直し【新規】

要望先 : 内閣府

◆提案・要望

緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用の際には、基本的対処方針において飲食店への制限を講じる前提となっていることを改め、「措置を講ずることとする」のではなく、新型インフルエンザ等対策特別措置法と同様に知事の権限において「できる」こととし、機動的な感染防止対策を講じられるように改正すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 飲食店への制限に関し、基本的対処方針では、たとえ認証店であっても飲食店への制限を「要請するものとする」とあるが、その上位の新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第45条では、知事が「できる」という規定になっている。
- ・ 法律では、「できる」としているものを基本的対処方針で実質上、義務化する手法は好ましいものではない。
- ・ 会食での感染が大いに下がっている中、それぞれの飲食店が、来店するお客様のこと等を考え、感染を防止するための措置に御協力をいただいている努力はしっかりと認めるべきであり、知事の権限で機動的対策を講じられるよう基本的対処方針の改正を要望するもの。

◆参考

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（第三十一条の六第1項）

都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（第四十五条第2項）

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項及び第七十二条第二項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

○ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年3月17日変更）

都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事の

判断による上記の重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）において、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、認証店以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。また、認証店に対しては、営業時間の短縮（21 時までとすることを基本とする。）の要請を行うこととする。この場合において、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要請することも可能とする（また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。）。

特定都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、法第 45 条第 2 項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うものとする。ただし、都道府県知事の判断により、第三者認証制度の適用店舗（以下「認証店」という。）において 21 時までの営業（酒類提供も可能）もできることとするほか、認証店及び飲食を主として業としていない店舗において、対象者全員検査を実施した場合には、収容率の上限を 50%としつつ、カラオケ設備を提供できることとする。

23 事業所における濃厚接触者特定の取扱い基準の明確化【新規】

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

事業所における濃厚接触者特定の取扱いについては、国において統一的な基準を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は令和4年3月16日付け事務連絡により、自治体の判断で事業所、教育施設、保育施設においては濃厚接触者の特定や行動制限を求めない旨通知した。
- ・ これに対し、本県においては、保健所による濃厚接触者の特定・行動制限は求めないが、従前のおおりに、陽性者が確認された事業所が一定の基準（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡による）に基づき濃厚接触者等の候補を特定し、濃厚接触者の候補リストを保健所へ提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）は、行政検査として必要な検査を実施する取扱いとした。
- ・ しかし、複数の自治体に拠点を置く事業者においては、自治体ごとに濃厚接触者の取扱いが異なる場合、休業の取扱いなど従業員への対応に混乱が生じる懸念がある。
- ・ また、教育施設、保育施設においても自治体ごとに、通学・通園の可否の基準が変わることになり保護者へ多大な負担が生じることが懸念される。
- ・ このため、濃厚接触者の取扱いについては、国において統一的な基準を示すべきである。

24 ワクチン・検査パッケージ制度を適用した際の制限緩和の見直し【新規】

要望先：内閣府

◆提案・要望

ワクチン・検査パッケージの飲食店等への適用に当たっては、営業時間や酒類の提供などの制限緩和について大幅に拡充すること。また、円滑な運用のため、積極的に制度の周知を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県が参加した昨年10月の国の技術実証では、41の飲食店に参加いただき、営業時間、酒類提供、利用人数の制限なく実施した。また、令和4年1月21日から3月21日までのまん延防止等重点措置期間中、全国で初めてワクチン・検査パッケージを適用した。
- ・ 基本的対処方針では利用人数の制限緩和しか認められていない。
- ・ 飲食店事業者からは営業時間など、より強い制限緩和を望む声がある。
- ・ また、実際の運用に当たり、同居家族への人数制限などの対応について改善を望む声が多く寄せられている。
- ・ さらに、周知については、ホームページ、チラシ、テレビ、ラジオ、SNS等の様々な媒体を活用したが、それでもなお利用客の制度への理解不足から、飲食店側とトラブルになる例もあった。
- ・ 事業を円滑に実施するには、制度を周知し、制度への理解を深めることが不可欠であるため、実施する自治体だけでなく、国においても積極的な周知を図っていただきたい。

25 観光関連事業者への継続的な支援等【新規】

要望先：国土交通省

◆提案・要望

- (1) 国の補助事業である地域観光事業支援（県民割）において、旅行者に義務付けられているワクチン検査パッケージの適用を不要とすること。また、利用者の混乱を避けるため、地域ブロックごとの統一的なルールを定めること。
- (2) 観光関連事業者の経営状況回復のため、GoToトラベル事業の再開など各種支援策を今後も実施すること。また、観光需要を十分に喚起できるような割引率を設定するなど、効果的な支援制度とすること。

◆本県の現状・課題等

<地域観光事業支援におけるワクチン検査パッケージの適用等について>

- ・ 基本的対処方針では、県境をまたぐ移動にワクチン検査パッケージが義務付けられているわけではないため、地域観光事業支援のみにワクチン検査パッケージを適用することは適切ではない。
また、都道府県ごとに制度の運用が異なることで利用者が混乱することから、地域ブロックごとに統一的なルールを定める必要がある。

<観光関連事業者への継続的な支援>

- ・ 国のGoToトラベル事業は、第6波により開始時期が遅れているが、開始が遅れたのであれば、終期も延長するなど感染状況に応じた支援とすべきである。

26 今後のインバウンドの復活を見据えた新型コロナワクチン接種証明書アプリの海外の同種アプリ等との統一化・共通化【新規】

要望先：デジタル庁、厚生労働省

◆提案・要望

今後のインバウンドの復活を見据え、デジタル庁が整備した新型コロナワクチン接種証明書アプリを海外の同種のアプリ等と統一するか、共通化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国の成長戦略の柱の一つとして地方経済の一翼を担ってきた観光関連産業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国内観光需要の低迷、さらには観光を目的としたインバウンドの制限等により、極めて厳しい状況が継続している。
- ・ 国は5月20日、新型コロナウイルスの水際対策を6月1日から緩和すると発表した。ウイルスを持ち込むリスクが低い国・地域から来日する場合は入国時検査を免除し、自宅などでの待機も求めないものとするとともに、外国人観光客の受け入れ再開をにらみ、1日当たりの入国者数の上限を現在の「約1万人」から「約2万人」に倍増させるとされた。
- ・ これによりインバウンドを取り込むことは、裾野の広い観光関連産業において、コロナ禍からの復興に向けた大きな一歩となりえる。
- ・ 一方で、入国制限の急激な緩和による感染拡大の影響を懸念する声があることも確かである。
- ・ そこで、地域の観光事業者や地域住民が安心して外国人観光客を迎えることができるようにするため、外国人観光客が新型コロナワクチンを接種していることを確実に確認することができるよう、デジタル庁が整備した新型コロナワクチン接種証明書アプリを海外の同種のアプリ等と統一化・共通化することを要望するものである。

◆参考

○EUの状況

EUでは、令和3年7月1日から各国が発行する証明書を「デジタル COVID 証明書」として域内で相互承認するシステムの本格運用が開始された。デジタル COVID 証明書は、(1) ワクチン接種証明、(2) 検査結果の陰性証明、(3) 回復証明の3種類がある。各加盟国の発行する証明書は共通のプラットフォーム「EU ゲートウェイ」により認証され、EU 全域で有効となる。既に EU 全加盟国と EFTA 加盟国（アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）がシステムを導入済みである。

（※独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ホームページからの引用）

27 まん延防止等重点措置や緊急事態宣言下での命令等に関するガイドライン作成【新規】

要望先：内閣府

◆提案・要望

東京地裁判決において、東京都が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条第3項に基づき発出した命令が特に必要であったと認められず、違法であるとされた。法第79条では、法第45条第3項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の過料に処することとしているが、当該判決を踏まえ、法に基づく命令等についてガイドラインを作成すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、令和3年2月12日付け事務連絡「「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（新型インフルエンザ等対策特別措置法関係）」や令和3年4月9日付け事務連絡「要請・命令に際しての適切な判断の在り方について」に基づき、飲食店に対して法第31条の6第3項の命令及び法第45条第3項の命令を行った。
- ・ 一方、令和4年5月16日に東京地裁判決にて、東京都が法第45条第3項に基づき発出した命令が特に必要であったと認められず、違法であるとされた。
- ・ 法第79条に基づく過料は、法第45条第3項の規定による命令違反を前提としていることを考慮すると、法に基づいた命令等については、当該判決を踏まえたガイドラインが必要である。

◆参考

○新型インフルエンザ等対策特別措置法
第三十一条の六

3 第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十五条

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第七十九条

第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

28 実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済猶予・支援措置の拡充 【新規】

要望先：金融庁、中小企業庁

◆提案・要望

- (1) 令和2年度に導入した実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）に係る返済猶予等の条件変更に柔軟に応じるよう金融機関に引き続き要請するとともに、国の負担による利子補給期間の延長や借換に伴う追加保証料の補助など、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じること。
- (2) 令和5年度からゼロゼロ融資の返済が本格化する事業者が多く、経営改善に向けた支援が必要なことから、令和5年3月末までとなっている伴走支援型特別保証制度（ゼロゼロ融資の後継制度）の取扱期間を延長すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した融資の効果等により、令和3年度の埼玉県下倒産企業数は、257件と1990年度以来の31年ぶりの低水準となっているものの、コロナ関連倒産は前年度比1.6倍の62件に上り、新型コロナウイルスの影響は長期化している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、昨今のエネルギー・原材料価格高騰や円安の進行などの影響により、県内中小企業者を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている中で、新型コロナウイルス感染症に対応した融資の利用などにより増大した借入金の返済が令和5年度に本格化する事業者も多い。
- ・ このような状況の中では、事業者からの返済猶予等の条件変更や借換等の申し出が多くなることが見込まれるため、借入金の返済に係る負担軽減や事業者の経営改善等を進めていくことが必要となる。

◆参考

○埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金の利用状況

令和2年度		令和3年度	
件数	融資実行額	件数	融資実行額
55,976 件	9,469 億円	3,927 件	754 億円

29 価格転嫁円滑化に向けた国による実効性のある支援【新規】

要望先：公正取引委員会、経済産業省

◆提案・要望

エネルギーコストや原材料価格の高騰が企業の収益を圧迫している現状を踏まえ、中小企業がコストの上昇分を円滑に価格に転嫁できるよう、実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ウクライナ情勢等の影響により、エネルギー・原材料価格が高騰し、県内中小企業等への影響も長期化している。
- ・ エネルギー・原材料価格の高騰は企業のコスト増につながるが、中小企業は販売先との力関係など構造的な問題もあり、コストの上昇分を価格に転嫁するのが難しい状況である。
- ・ 本県が令和3年12月に行った調査でも、価格転嫁がほぼ全てできている企業が9.9%、価格転嫁が全くできていない企業が34.1%であり、十分な価格転嫁ができていない状況である。
- ・ 本県では、これまで中小企業への資金繰り支援や公共工事におけるスライド条項の適用、特別相談窓口による経営相談やパートナーシップ構築宣言の普及等に取り組むとともに、「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」において、国や経済団体等と今後の取組の方向性について議論してきた。
- ・ 今後も、中長期的な視点で解決していくべき構造的な課題として、国と県を中心とした部会を設置し、産官学金労の連携した実効性のある取組について、更に深掘りをしていく予定である。
- ・ 国においても、中小企業への更なる支援をお願いしたい。
- ・ また、価格転嫁対策の実効性を高めるには、啓発や相談などの支援だけでなく、問題となる事例を把握し、立入調査や勧告を行うなど、下請取引の監督についても強化していく必要がある。
- ・ 下請取引の監督は、公正取引委員会や中小企業庁の権限に属するものであり、これら国の省庁が積極的に事例の把握に努め、適切に下請取引の監督を実施するようお願いしたい。
- ・ 今後も価格転嫁円滑化に向けた実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施するよう求める。

30 雇用の流動性確保に向けた措置の実施【新規】

要望先：厚生労働省

◆提案・要望

人手不足分野や成長産業分野での人材活用が促進されるよう、雇用の流動性を円滑にするための措置を実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、まん延防止等重点措置以後も、多くの企業が雇用調整助成金を活用し雇用維持を図っているため、完全失業率が抑制されているが、一方で、雇用調整助成金により雇用の流動性が妨げられているという指摘もある。
- ・ 例えば、令和4年3月の介護関連の職業についての有効求人倍率が約3.9倍であるなど、人手不足分野では、十分に人材が確保されていない状況が続いている。
- ・ また、企業はDX、カーボンニュートラルなどへの対応が求められているが、それを支える人材の確保が大きな課題となっている。
- ・ 本県では、すでにコロナ禍による失業者などを対象に就職支援に取り組んでいるが、今後、経済活動の活性化により、人手不足分野、成長産業分野についての人材確保が、一層、困難になることが見込まれる。
- ・ ついては、人手不足分野や成長産業分野での人材活用が促進されるよう、雇用の流動性を円滑にするための措置を実施すること。

◆参考

○主な人材不足業種の有効求人倍率（令和4年3月：埼玉労働局資料 抜粋）

職業	有効求人倍率
土木の職業	5.24倍
建設の職業	3.91倍
保安の職業	5.21倍
介護関連の職業	3.87倍

○DXに取り組む上での課題

（令和4年3月：埼玉県内中小企業のデジタル化の実態及び支援ニーズ調査（埼玉県） 抜粋）

アンケートによる回答割合 対象：県内企業200社

	DXに既に取り組む企業	取り組んでいない企業
「デジタル人材を確保できている」	51.2%	20.4%

■教育機会の確保の充実

要望先：文部科学省、厚生労働省
県担当課：学事課、教育局財務課、高校教育指導課、
ICT教育推進課、保健体育課、
特別支援教育課、義務教育指導課

31 家計急変世帯等に対する高等学校等就学支援金制度の改善

要望先：文部科学省

◆提案・要望

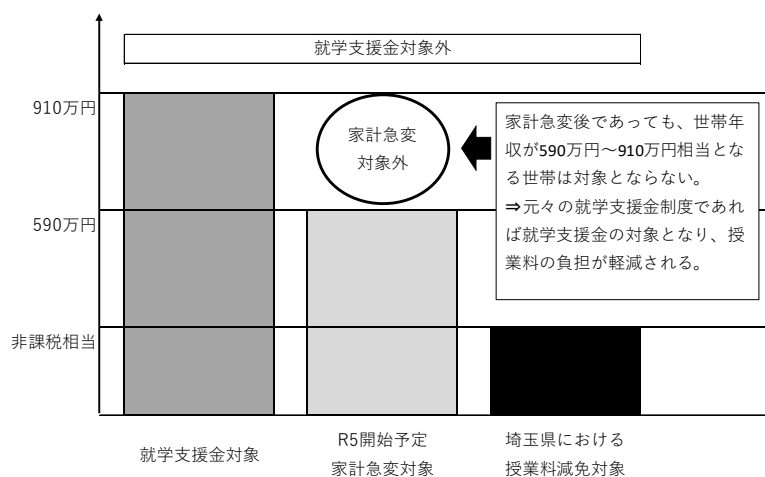
- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対しても教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保すること。
- (2) 家計急変世帯への支援の受給資格要件については、現行の就学支援金制度と同等のものとする。

◆本県の現状・課題等

- ・ コロナ禍で経済状況が悪化する中においても、所得の低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ 就学支援金制度の審査時に所得超過により認定されなかった生徒が家計急変等により所得が落ち込んでしまっても、現状、すぐには就学支援金制度の対象となることができず、経済的負担を強いられている。
- ・ 創設が予定されている家計急変世帯への支援は、所得要件が現行の就学支援金制度の対象となる世帯年収910万円未満よりも厳しい要件（家計急変後3か月の収入を1年間の収入に換算した場合の世帯年収が590万円未満）となっているが、経済的負担に苦しむ、より多くの生徒の教育の機会均等を確保する観点から、現行制度の世帯年収910万円未満の要件と同等とすべきである。

◆参考

世帯年収目安



◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれる中、幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送るための環境整備として、引き続き保健衛生用品等の感染症対策等に資する経費を支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等については、令和2年度第2次補正予算時に「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業」、令和2年度第3次補正予算時に「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」、令和3年度第1次補正予算時に「学校等における感染症対策等支援事業」に係る補助金の交付を下記のとおり受けている。
- ・ また、幼稚園については、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」の事業として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要となる保健衛生用品の購入経費等に係る補助金の交付を下記のとおり受けている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う保健衛生用品等は、幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送るために必要不可欠である。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、引き続き財政支援を要望するものである。

R4.5.10 現在の補助金の額

(千円)

		県立	市町村立	私立	合計
令和2年度1次補正	幼稚園		14,167	114,414	128,581
令和2年度2次補正	幼稚園		10,018	135,435	145,453
	小・中・高・特・専	321,993	1,721,922	175,154	2,219,069
令和2年度3次補正	幼稚園		5,655	124,955	130,610
	小・中・高・特・専	212,202	698,806	69,186	980,194
令和3年度1次補正 (交付決定額)	幼稚園		9,950	42,701	52,651
	小・中・高・特・専	241,200	465,812	40,224	747,236
合計		775,395	2,926,330	702,069	4,403,794

◆参考（学校等における感染症対策等支援事業の概要）

学校等における感染症対策等支援

■ 新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な経費

☞ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加購入のために必要な経費



☞ 教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 等



33 オンライン学習の通信費に係る財政支援

要望先：文部科学省

◆提案・要望

児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信費については、財政支援が一部の家庭に限られているため、国の責任において児童生徒全員を対象とした財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ G I G Aスクール構想の実現に向けて整備した端末を最大限活用するためには、機材調達に加えて、持ち帰りでの活用が可能となるよう家庭における I C T環境を整えることが必要である。
- ・ また、臨時休業等の期間における学習保障やぜんそくなどの基礎疾患がある児童生徒及び重症化リスクのある高齢者と同居しているなど新型コロナウイルス感染への強い不安からやむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習保障の観点からも、家庭における I C T環境の整備が不可欠である。
- ・ 通信機器の整備支援が国によりなされているものの、通信費についての財政支援は生活保護世帯等に限られており、通信費の家庭負担の増大が課題である。

34 学校における教育活動を継続していくための変異株への対応

要望先：文部科学省、厚生労働省

◆提案・要望

今後も新たな変異株による感染拡大が懸念されることから、流行下においても学校における教育活動を継続していくため、国は流行株の特性、若年層への感染状況等の知見を収集し情報提供するとともに対応方針を速やかに示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 感染が急拡大した第6波以降、特に10代までの若年層の感染が目立っている。
- ・ 本県においては、感染状況を踏まえて県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを改定するなど学校における感染防止対策の徹底を図るとともに、児童生徒向け及び家庭向けリーフレットを配布し、日常生活における基本的な感染防止対策を呼び掛けている。
- ・ 現在、オミクロン株（BA.1系統）は、より感染力の強い亜種（BA.2系統）への置き換わりが進み、国内でも新たな変異株（XE）が確認されるなど感染再拡大へ予断を許さない状況が続いている。
- ・ 今後も新たな変異株の発生等の懸念もある中、学校における教育活動を継続するためには、変異株への対応も含め、国の知見を活用した感染防止対策が必要となる。

◆参考

○公立学校の新規陽性者数（さいたま市を除く。）

第5波 緊急事態宣言緊急事態宣言（R3/8/2～9/30）			第6波 まん延防止措置等重点措置（R4/1/21～3/21）		
R3/7	R3/8	R3/9	R4/1	R4/2	R4/3*
667人	3,177人	927人	8,730人	13,915人	16,452人

※R4/3/1～3/30

35 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続

要望先：文部科学省

◆提案・要望

スクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、運行台数の増便等を行うための財政措置を、令和5年度以降も継続的に行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、特に知的障害特別支援学校においてはスクールバスの乗車率が高い現状にある（令和3年5月1日現在 知的障害特別支援学校平均乗車率73.7%）。
- ・ 障害の特性上、窓を開けての換気や全児童生徒のマスク着用が困難なことから、乗車率が一定以上※1のバスについては、増便することで乗車率を低減させ、「3つの密」を回避している。
- ・ 令和2年度以降、増便の対象となるスクールバスに係る費用に多額の予算※2が必要な状況が続いている。
- ・ 感染リスクの低減を図り、児童生徒が安心して通学できる環境を整えるため、「学校保健特別対策事業費補助金」による継続した財政措置が求められる。

◆参考

- ※1 本県においては、車内通路側席の児童生徒同士の密接を避け、列ごとに交互に空席を設けるために、乗車率が82%以上のバスについては増便を実施している。
- ※2 ・ 令和2年度増便のための補助事業に要した経費：296,802千円（34台分/実績）
 - ・ 令和3年度増便のための補助事業に要した経費：231,684千円（24台分/実績）
 - ・ 令和4年度増便のための補助事業に要する経費：213,799千円（23台分/予定）

36 児童生徒の多様な学びの機会確保のための抗原定性検査キットの配布【新規】

要望先：文部科学省

◆提案・要望

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、児童生徒の学習機会を保障するとともに安心安全な教育活動を実施するため、濃厚接触者となった児童生徒の出席停止期間の短縮や学校行事並びに大会への参加判断の際等に抗原定性検査を活用できるよう、学校に十分な数の抗原定性検査キットを配布すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 第6波以降、学校における児童生徒の感染者数は急増し、これに伴い出席停止や学級閉鎖等の臨時休業の措置も大幅に増加した。
- ・ 濃厚接触者の待機期間については、国の通知によれば、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査の結果、陰性であれば短縮することができる。この場合、希望する児童生徒の全てが等しく抗原定性検査を活用し、待機期間を短縮できる機会を得られることが望ましい。
- ・ また、安心安全な学校行事等の実施に際しては、感染不安のある児童生徒の参加や行事の実施の可否の判断、合唱祭などの行事におけるマスク着用の要否の判断に、あるいは、部活動における大会やコンクールなどへの参加の可否の判断等に、抗原定性検査を活用することが考えられる。
- ・ 学校における感染拡大防止を図りつつ、児童生徒の多様な学びの機会を確保していく上で、抗原定性検査を有効に活用することが重要である。
- ・ よって、必要に応じて、希望する児童生徒が保護者の同意に基づき抗原定性検査を活用できるよう、十分な数の抗原定性検査キットを学校に配布していただきたい。

37 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン学習を行った際の出席の扱い【新規】

要望先：文部科学省

◆提案・要望

臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒が、自宅等でオンライン学習に参加した際の出欠の取扱いについては、病気療養中の児童生徒に対する同時双方向型の遠隔授業と同様に、特例として出席の扱いとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内の小・中・高等学校においては、臨時休業や分散登校等が実施される中で、児童生徒の学びを保障するため、動画配信や双方向のオンライン学習など様々な取組が行われた。
- ・ 文部科学省の通知によれば、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒が、オンラインによる学習に参加した場合は、校長が合理的な理由があるとの判断により「出席停止・忌引等の日数」として記録するとともに、その学習状況を指導要録の「非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」として記載することとされている。
- ・ 一方で、オンラインで学習した児童生徒の保護者からは、感染症の拡大を防ぐ手段としてオンラインによる学習を行っており、登校している児童生徒と同様に授業を受けているにもかかわらず、出席停止となることについて、戸惑いや不満の声があがっている。
- ・ また、病気療養中の児童生徒に対しては、同時双方向型の遠隔授業の特例として、条件が緩和され、出席が認められている。
- ・ 国においては、緊急事態宣言下など明確な基準が定められている期間内において、学校が実施するオンライン学習に参加した児童生徒については、病気療養中の児童生徒と同様に、特例として出席の扱いとしていただきたい。

■安心・安全な県民生活への支援

要望先：金融庁
県担当課：住宅課

38 住宅ローン返済猶予への支援

要望先：金融庁

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症の影響下において、今後も住宅ローンの利用者から返済猶予など条件変更に係る相談等が金融機関に寄せられることが見込まれるため、金融機関において個人のニーズを踏まえた返済猶予等の条件変更が迅速かつ柔軟に実施されるよう金融機関に強く要請すること。

◆本県の現状・課題等

- 金融機関における貸付条件の変更等の申込みが98,000件を超えている。そのうち、変更に応じられないケース（謝絶）や取下げに至ってしまったケースが約10%となっている。（下表参照）

◆参考

○貸付条件の変更等の状況について（令和2年3月10日から令和3年12月末までの実績）

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 (単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	20,253	17,168	625	976	1,484	96.5%
地域銀行(100)	40,723	34,906	931	1,141	3,745	97.4%
その他の銀行(77)	1,449	1,142	58	47	202	95.2%
信用金庫(255)	22,230	20,571	195	461	1,003	99.1%
信用組合(146)	3,956	3,768	26	49	113	99.3%
労働金庫(14)	5,500	4,812	229	101	358	95.5%
信農連・信漁連(46)	62	58	1	0	3	98.3%
農協・漁協(639)	3,891	3,597	16	61	217	99.6%
合計(1,321)	98,064	86,022	2,081	2,836	7,125	97.6%

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和3年12月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和3年12月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

<金融庁のホームページから抜粋>

■財政措置の拡充

要望先：内閣府、総務省
県担当課：財政課、市町村課

39 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等

要望先：内閣府、総務省

◆提案・要望

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第70条第2項の規定により国は地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとされている。これを踏まえ、県及び市町村が、医療提供体制の整備、感染拡大防止、社会経済活動の両立及び新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化並びにコロナ禍における原油価格・物価高騰への対応などの取組を着実に実施するために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を機動的に行い、地方が必要とする財源を確保すること。特に、地方の裁量度が高い地方単独事業分を増額すること。また、国が今後のコロナ禍における原油価格・物価、感染状況や地域経済の状況等を踏まえ留保している2,000億円について柔軟かつ迅速に対応すること。
- (2) 交付金の配分に当たっては、地方自治体の財政力による補正を行うことなく、直近の感染者数や医療需要の感染状況の実態とともに、飲食店等に対する感染防止対策協力金の支給対象事業者数など地域の実情に応じた財政需要を適切に反映すること。
- (3) 営業時間短縮要請などに伴う協力金については、協力要請推進枠とともに即時対応特定経費交付金などによる財政措置を確実にすること。また、令和4年1月から取扱いが変更となった即時対応特定経費交付金については、地方負担の増加につながったため、速やかに従前の取扱いに戻すこと。なお、取扱い変更により措置されなかった分については地方単独事業分などとして別途措置すること。
- (4) 法定負担の国庫補助事業の地方負担分についても、直接充当できるよう制度の見直しを行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、飲食店に対する感染防止対策協力金や、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の入院患者への対応等に従事する看護職員への手当、感染症の入院患者を受け入れる医療機関への協力金などの医療提供体制の強化、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えたデジタルトランスフォーメーションの推進などに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」という。）の地方単独事業分約1,100億円（予算額）を活用してきた。
- ・ 地方単独事業分に係る本県の令和4年度活用可能額は約214億円であるが、既に約198億円を予算計上しており、更には地方単独事業分が活用できる新型コロナウイルス感染症対策事業に約69億円の独自財源を措置せざるを得ず、約53億円の財源が不足している状況である。

- ・ 国の令和4年度予備費及び令和3年度補正予算により「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたところであるが、令和4年度予備費分は交付対象事業に要件が付されたため、医療従事者に対する支援などには活用できず地方の裁量に制約がある。
- ・ 今後、新たな変異株の出現などによる再度の感染拡大も懸念されることから、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の両立を図るとともに、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する施策を講じていかななくてはならない。
- ・ そして、感染者数が多い本県においては、医療提供体制の整備をはじめ感染症に対する財政負担も大きく、臨時交付金の配分に当たっては、財政力による補正を行うことなく、直近の感染者数の実態など地域の実情に応じた財政需要を反映した算定方式に見直しを行うことが必要である。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第63条の2の規定により、令和2年12月から本県が事業者に対する支援として実施している営業時間短縮要請に伴う感染防止対策協力金の予算総額は約3,962億円、そのうち本県が地方単独事業分などを充当した額は約224億円となっており、非常に多額の財源が必要となる。
- ・ さらに国は、令和4年1月21日に令和3年12月20日以降の感染防止対策協力金について、地方負担額が令和3年度第1次補正予算で追加措置された地方単独事業分を超えないと即時対応特定経費交付金を措置しない取扱いに急遽変更したため、独自に財源を用意する必要が生じ、地方負担の増加につながった。
- ・ 特措法第70条第2項で、国は必要な財政上の措置を講ずると規定されていることから、本県が感染症に万全の対策を期すとともに、地域の実情に応じた事業者への財政支援等を適時適切に実施するため、国において迅速かつ確実な財政措置を求めるものである。
- ・ また、本県は積極的な検査の実施により感染拡大を防止するため、検査体制の充実を図ってきたところ、令和2年1月から令和4年4月末月までの累計で約270万件の行政検査を実施した。
- ・ しかし、感染症法等に基づく行政検査の費用の地方負担分については、臨時交付金の配分の算定対象となっているものの、直接充当することはできない。
- ・ 感染症対策の根幹である検査体制の拡充・維持は必要不可欠であり、目先の財源を手当てせず、後から配分するのでは、長期的な検査体制の維持が困難となる場合も想定される。
- ・ また、県内市町村においても、令和3年度に約417億円分の実施計画を作成し、約280億円の交付決定を受けて事業を実施してきた。今後も、感染拡大防止対策や地域経済対策など地域の実情に応じた事業を適切に実施できるよう、迅速かつ確実な財政措置を求めるものである。

